

# 公共施設の使用料の見直しについて

# 1. はじめに

- ▶ 公共施設の使用料は、これまで個別に設定しており、明確な統一基準がない。
- ▶ 経済状況や消費増税等による管理費の増加などを反映させていない状況。



- ▶ 行政改革プランの一環として、公共施設の使用料及び減免基準の見直しを行い、統一かつ適正な基準により、受益者から使用料を徴収する。
- ▶ 平成31年10月予定の消費税増税を見据え、作業を進めていく。

## 2. 使用料の基本的な考え方

- ▶ 使用料は行政財産の目的外使用や公の施設を利用する際に徴収することができる。(地自法第225条)

地方自治法逐条解説では・・・

- ▶ 使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもの。
- ▶ 一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、必要経費を賄う額を限度と考えるべき。

## 2. 使用料の基本的な考え方

### (1) 受益者負担の原則

- ▶ 公の施設の管理運営費の大部分は市税からなる。
- ▶ 公の施設を利用する人としらない人の「負担の公平性」を考えると、利用者からの応分の負担をいただく「受益者負担」により、公平性が確保される。



- ▶ 公の施設の設置目的や、その性質に合わせ、税で負担する割合と、受益者が負担する割合を定めて、利用者に負担していただく考え方を原則とする。

## 2. 使用料の基本的な考え方

### (2) 算定方法の明確化

- ▶ 使用料の算定は、従来の施設ごとの考え方ではなく、統一的なものとする。
- ▶ 「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とする。
- ▶ 使用料の根拠を明確にし、受益者のみならず市民に分かりやすく説明できるように透明性を確保する。

### ▶ 代表的な例

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} (\times \text{減額率})$$

## 2. 使用料の基本的な考え方

- ▶ 性質別負担割合：各施設のサービスの性質別分類に基づく、受益者と市の負担割合
- ▶ 原価：施設の維持管理費等（物件費・人件費・減価償費）
- ▶ 減免基準：子ども、高齢者等など利用者の属性に応じた減額（減免や免除）



これらをわかりやすい形で決める必要がある。

# 3. 性質別分類と負担割合

## (1) 性質別分類に関する基本的な考え方

- ▶ 施設の設置目的やサービスの性質によって、税負担と受益者負担の割合を定める手法が多くとられている。

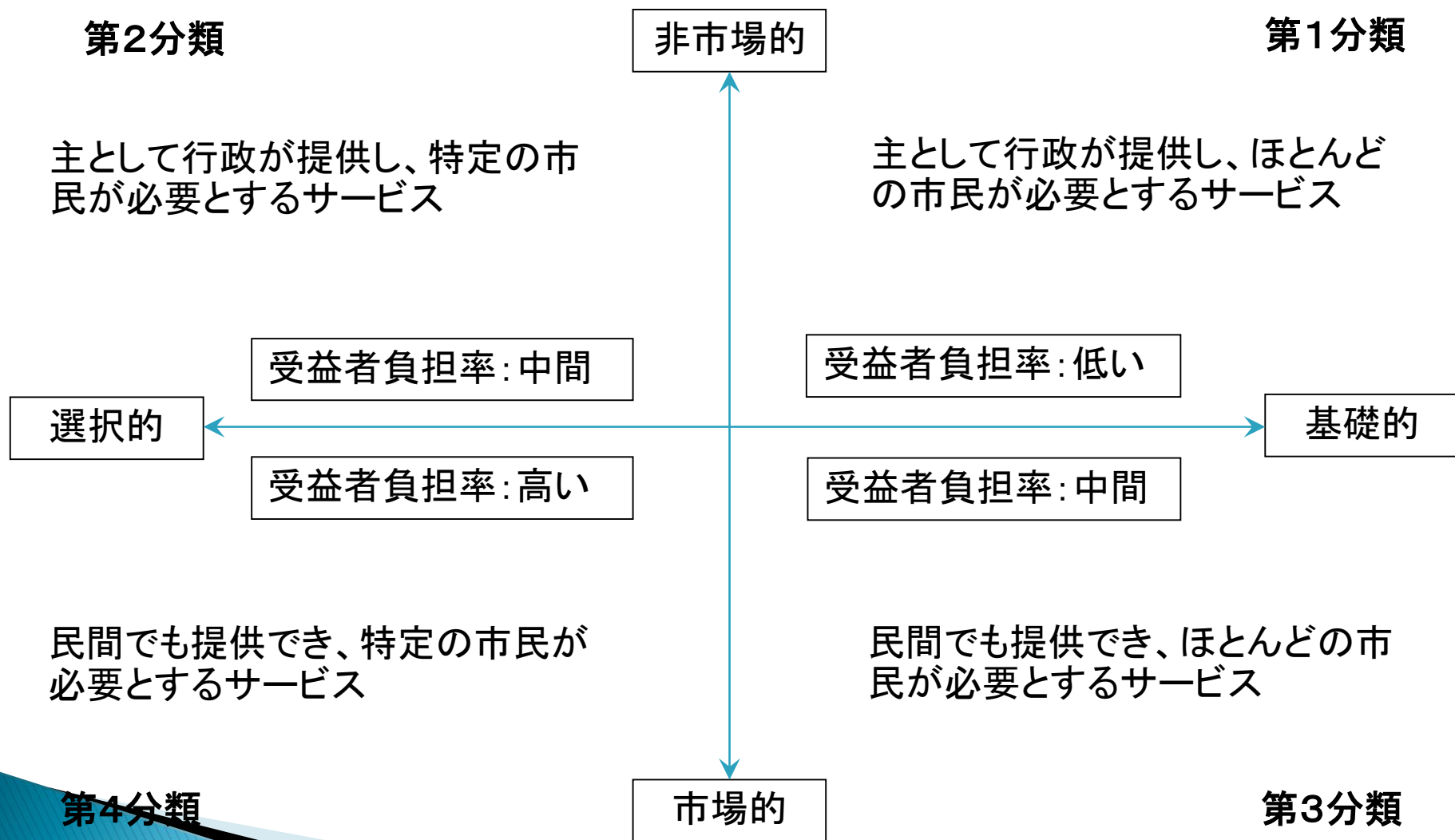
### ① サービスの内容が基礎的か、選択的かによる区分

- ・基礎的サービス: ほとんどの市民に必要とされるサービス
- ・選択的サービス: 特定の市民に必要とされるサービス

### ② サービスの内容が市場的か、非市場的かによる区分

- ・市場的サービス: 民間でも同種の事業が提供されているサービス
- ・非市場的サービス: 民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

# 3. 性質別分類と負担割合



それぞれの象限に施設を当てはめていく。



# 3. 性質別分類と負担割合

## (2) 分類方法

- ▶ 分類は、設置目的及び機能・事業内容・利用対象者・類似施設の比較等により行う。
- ▶ なお、分類することが困難な施設については、対象から除外する。

## 4. 原価算定の基本的な考え方

### (1) 原価の基礎

▶ 公費で負担する範囲と受益者が負担する範囲を設定。

- 人件費
- 物件費

(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、保険料、委託料、使用料及び賃借料等)

- 施設の建設に係る費用

(用地取得費、建設費(減価償却費)、大規模修繕費)

⇒ 原価算定に算定するか検討が必要。

# 4. 原価算定の基本的な考え方

## (2) 統一的な算定方法

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} (1 - \text{公費負担})$$

施設の利用形態により2つに分類します。

### ① 1時間当たりの原価(貸室等)から算定する方法

- ▶ 1㎡あたりの1時間単位の単価を計算し、面積と時間に応じた使用料原価を算出する。
- ▶ 1時間当たりの使用料額
- ▶ = 1時間当たりの原価(1㎡あたりの時間原価 × 利用面積)  
× 性質別負担割合

# 4. 原価算定の基本的な考え方

## (2) 統一的な算定方法

### ② 1人当たりの原価(個人利用の場合)から算定する方法

- ▶ 1人当たりの使用料額
- ▶ = 1人当たりの原価(原価 ÷ 年間受益者(利用者)数)  
× 性質別負担割合

※ 2つの算定方法での設定が適当でない施設は、別に設定する必要がある。

# 5. 使用料の減免の考え方

- ▶ 使用料の減免は、施設ごとの規定により行っている。
- ▶ 施設ごとの設置目的や性質もあるため、減免の必要性等についても統一的な原則を定める必要がある。  
⇒ 受益者負担の原則の徹底と基準の統一化・厳格化を図る。
- ▶ 減免については、市の施策や近隣市町村の動向を踏まえて、見直しを行うこととする。